



遠野市監査委員告示第5号

平成25年5月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定により随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

遠野市監査委員 佐藤 サヨ子

遠野市監査委員 佐々木 資光



随時監査結果報告書

1 監査の目的

当初、商工観光課(雇用担当)に係る事業(復興支援事業費のうち地域づくりサポート事業「地域づくりサポート業務委託料」)については、平成24年度定期監査(前期)として平成24年11月7日に監査する予定であったが、その時点で、業務委託料について市が委託先に行政指導の最中であり、当該事業も継続中であったことから、平成25年度随時監査として実施する。

2 監査対象事項

平成24年度一般会計歳出(2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費)復興支援事業費のうち地域づくりサポート事業「地域づくりサポート業務委託料」について

3 監査の実施期日

平成25年4月22日(月)から4月24日(水)まで

4 監査対象部課

産業振興部商工観光課

5 監査委員の除斥

監査委員荒川栄悦は、以前に業務委託先の副理事長であったことから、監査の公正を期すため、地方自治法第199条の2の規定を準用し除斥した。

6 監査の方法

所管課より提出された関係書類並びに課長、雇用労働係長及び担当職員からの説明に基づき監査を実施した。

7 監査の着眼点

- (1) 委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行なわれているか。
- (2) 委託の相手方及び選定方法は適切か。
- (3) 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行なわれているか。
- (4) 委託料の支出は適正な時期に行なわれているか。
- (5) 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行なわれているか。
- (6) 委託内容の履行確認は適正に行なわれているか。また、履行期限は守られているか。
- (7) 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。
- (8) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。
- (9) 支出負担行為及び支出命令票は適正に処理されているか。
- (10) 事業の費用対効果について

8 監査の結果

監査の結果については、以下のとおりである。

(1) 委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行なわれているか。

特に問題点は見受けられなかった。

遠野市が、平成23年度も委託実績がある特定非営利活動法人に失業者等の雇用及び就業の機会を緊急かつ臨時的に創出する事業を委託したものであり、事業計画書、業務日誌、事業実績報告書等から効果を確認することができた。

また、雇用創出のために行った事業の内容は、遠野市が大槌町及び陸前高田市と協定した被災者支援及び地域づくり支援に関するものであり、被災地からの要望と合致していた。

(2) 委託の相手方及び選定方法は適切か。

特に問題点は見受けられなかった。

委託の相手方は、遠野市を活動拠点に沿岸被災地支援活動を行っているボランティア団体を母体とする特定非営利活動法人であり、平成23年度地域づくり総務大臣表彰を受賞するなど実績は評価されていた。

また、選定方法は、平成23年度と同様に遠野市の規定に基づき行われていた。

(3) 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行なわれているか。

特に問題点は見受けられなかった。

毎月の事業計画書が作成されており、年度末には実績報告書が提出されていた。

(4) 委託料の支出は適正な時期に行なわれているか。

特に問題点は見受けられなかった。

前金払いは、10回に分けて行われていたが、月ごとの概算人件費等に基づく前金払請求書により支出されており、失業者の緊急雇用創出という事業の内容から必要と認められる。

(5) 委託料の支出、精算報告は委託契約書の内容に基づき適正に行なわれているか。

特に問題点は見受けられなかった。

50万円以上の財産の取得は、認められなかった。

(6) 委託内容の履行確認は適正に行なわれているか。また、履行期限は守られているか。

事業計画書、雇用した労働者の出勤簿、賃金台帳、健康保険料の納付実績等を確認したが、特に問題点は見受けられなかった。

(7) 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。

再委託の実績はなく、特に問題点は見受けられなかった。

(8) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

契約に基づき、足湯、お茶っこ、被災住宅の瓦礫の撤去、野菜・花壇づくり等の地域づくりサポート事業は、それぞれ成果を生み出しており、特に問題点は見受けられなかった。

(9) 支出負担行為及び支出命令票は適正に処理されているか。

金額の大きい車両のリース等は見積書に基づき契約が締結され、人件費以外の経費についても請求書等に基づき支出がなされており、特に問題点は見受けられなかった。

(10) 事業の費用対効果について

特に問題点は見受けられなかった。

事業に従事した全労働者 149 人中、新規雇用の失業者は 117 人、うち 95 人は雇用期間 4 箇月以上の常用雇用であり、事業費に占める人件費の割合は、2分の1以上とする要件を充たす 56.9%であることから事業の効果があったと認められる。

9 総括

この事業は、岩手県の緊急雇用創出事業補助金交付要領に基づき、遠野市が大槌町と陸前高田市の災害復興支援のため、両自治体と締結した協定書に基づいて、特定非営利活動法人に失業者等の緊急雇用創出事業を委託したものである。

また、失業者等の雇用は、公共職業安定所への求人申込みによって行われており、業務日誌で確認した業務内容、雇用者の出勤状況を確認した出勤簿、人件費の支払い状況を確認した賃金台帳や源泉徴収票等にも特に問題点は見受けられなかった。

ただし、当初の計画では新規雇用の失業者数は 150 人であったが、実績では 117 人と目標を下回り契約変更を行っている。

現在、被災者は短期間の雇用ではなく、継続的な雇用を求めていることから、産業や経済の復興を目的としたさらなる支援の検討が期待される。